

令和3年第12回農業委員会総会議事録

- 1 開 会 日 時 令和3年12月24日（金）午前9時30分
- 2 閉 会 日 時 令和3年12月24日（金）午前10時09分
- 3 場 所 小国町役場 4階 大会議室
- 4 出席した委員

1番 山 口 満	5番 大 谷 健 人
2番 舟 山 孝 夫	6番 安 部 茂
3番 舟 山 秋 子	7番 横 山 信 一
4番 小 嶋 剛	
- 5 出席した職員

事 務 局 長 渡 邊 久 光
農地調整係長 羽 田 伸 美
- 6 欠席した職員 書 記 大 谷 虎 之 介

7 付 議 案 件

議第32号 非農地証明願に対する決定について

議第33号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権設定)

議第34号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権設定)

議第35号 非農地証明願に対する決定について

報 第 5 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

そ の 他 農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。ただいまから令和3年第12回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。
それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、3番委員、4番委員の両名にお願いいたします。

議 長 それでは、前回の保留案件となっております議第32号「非農地証明願に対する決定について」を上程します。議第32号について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 ただいま事務局より説明がありました。
質問、確認等がございましたら、発言をお願いいたします。

2番委員 議第32号について、ただいま事務局の方から「農地・非農地の判断基準の取扱について」の資料により説明をいただいたので、申請人の方も納得するかと思います。ただ、現存する隣が森林化している、こちらが草刈りもしてあって整備してある状況のなかで、あくまでも現況主義という見方で今後に行くということによろしいでしょうか。

事務局長 そのような部分であります。森林については、たとえば、極端な話ではありますが10アールに木が数本、雑木が生えているからと言って、安易に非農地という訳にいかない。抜根が可能であれば農地に復元してほしいと指導しなければならないと考えている。あくまでも、現況主義として言われておりますのでどこで判断出来るかとなると、いわゆる、荒廃農地調査区分のB分類区分の再生利用が困難と見込まれる荒廃農地区分でしか、現行のところで判断できないかなと考えている。

議 長 その他ございませんか。

議 長 無いようでございますので、質疑を終結いたします。
採決いたします。議第 3 2 号について、農地と決定することに異議ない方の
挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議ないようでございますので、議第 3 2 号について、農地と認め、非農地と
認めないことといたします。

議 長 次に、議第 3 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定につ
いて」を上程します。議第 3 3 号について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

3 番委員 1 9 日午前 9 時から譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんと息子さ
んに立ち会いをいただきまして、現地を確認してまいりました。現地確認チェッ
ク表の①から⑥の項目に該当するものはないため、この案件につきましては、問
題ないと判断してきました。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第 3
3 号について、申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議ないようでございますので、議第 3 3 号について、申請どおり許可するこ
とにいたします。

議 長 次に、議第 3 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定につ
いて」を上程します。議第 3 4 号番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

4 番委員 21日に賃借人の■■■■さんの息子さんである■■さんに電話で確認しました。雪のため現地まで行くことはできませんでしたが、電話確認での対応とさせていただきます。賃貸人の■■■■さんの部分については、今までは■■さん本人が耕作をおこなっておりました。その分について、1年契約で貸し付けをしたいという意向を確認しました。その後、■■さんにも確認して、問題ないことを確認しましたので報告します。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第34号番号1について、申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議ないようでございますので、議第34号番号1について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に、議第34号番号2について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

4 番委員 この案件につきましても、■■■■さんに電話で確認したところ、前までは■■■■さんをお願いをしていたところでした。■■さんの状況が変わったので、■■■■さんの方をお願いしたいということでした。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第34号番号2について、申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議ないようでございますので、議第34号番号2について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に、議第34号番号3について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

4番委員 この案件についても、同じように前まで■■■■さんが作付けされておりましたが、同じように■■■■さんをお願いしたということでした。■■■■さん側にも確認したところ間違いないということでした。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第34号番号3について、申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議ないようでございますので、議第34号番号3について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に、議第35号「非農地証明願に対する決定について」を上程します。議第35号について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

2番委員 21日午前11時から現地調査を行いました。面積については、697㎡あるか確実にわかる状態ではなかったですが、所有者からだいたいの位置を教えていただき調査を行いました。雑木林となっており、復元するのは困難だと判断してきました。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第35号について、申請どおり非農地と決定することに異議無い方の挙手を求めま

す。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 3 5 号について、申請どおり非農地と決定することといたします。

議 長 次に、報第 5 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」を上程します。報第 5 号について事務局に報告を求めます。

事 務 局 (報告)

議 長 次に、その他「農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事 務 局 (報告)

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして第 1 2 回小国町農業委員会総会の日程を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

(午前 1 0 時 0 9 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和3年12月24日

議 長

署名委員

署名委員